

物品等競争入札参加資格審査（定期申請） よくある質問

1 申請について

Q 1 市町村への申請もできますか。

A 1 物品等競争入札参加資格審査の共同申請受付を実施している、行田市、深谷市、上尾市、富士見市、三芳町、毛呂山町、小鹿野町及び寄居町について、申請できます。

平成31・32年度名簿から、行田市及び小鹿野町が共同申請受付に加わります。

市町名	担当課	電話番号	FAX番号
行田市	契約検査課 契約担当	048-556-1111(内213)	048-554-0199
深谷市	契約検査課 契約係	048-574-6634	048-573-8250
上尾市	契約審査課 契約担当	048-775-5116	048-775-9819
富士見市	契約検査課 契約検査担当	049-252-7130	049-251-2726
三芳町	財務課 管財契約担当	049-258-0019(内417)	049-274-1055
毛呂山町	管財課 契約係	049-295-2112(内541)	049-295-0771
小鹿野町	総合政策課 契約担当	0494-75-4197	
寄居町	財務課 管財契約班	048-581-2121(内322・324)	048-581-5100

Q 2 県外の事業者も申請できますか。

A 2 申請できます。

Q 3 本社が県外に、埼玉県内に営業所があります。この営業所を契約の相手方としたいのですが、登録できますか。

A 3 「契約者情報」として県内の事業者を登録することができます。「契約者」については、「新規申請（定期）の手引」〇頁、又は「更新申請の手引」〇頁を御覧ください。

Q 4 事業を開始したばかりですが申請できますか。

A 4 可能です。ただし、第1期の決算書がない場合は、格付情報の欄は資本金以外は0円になります。

なお、事業開始時の開始貸借対照表がある場合、格付情報欄は開始貸借対照表に基づいて入力してください。

Q 5 申請書類はどのように送ればよいですか。

A 5 書留等の信書（簡易書留・レターパック等、到達の確認ができる方法）で送付してください。書類の綴じ方は、「別冊 提出書類、様式一覧」の「提出書

類のまとめ方」(〇〇頁)を御覧ください。

Q 6 申請期間内に申請が間に合いませんでした。

A 6 平成31年4月以降に新規申請(随時)を行ってください。

なお、新規申請の場合、新しいユーザIDが割り振られるため、新たに電子証明書(ICカード)を取得することが必要です。

Q 7 更新申請で最新のデータを入力すると、現在(平成29・30年度)の名簿の登録内容も変更になりますか。

A 7 更新申請で入力しても、現在(平成29・30年度)の名簿の登録内容は変更になりません。平成29・30年度名簿を変更する必要がある場合は、別途、平成29・30年度名簿の変更申請を行ってください。

なお、平成31・32年度名簿に関する申請と平成29・30年度名簿に関する申請の書類は、絶対に同封しないでください(受付が大幅に遅くなったり、審査手続が行えなくなります。)。

2 システムへの入力について

Q 8 電子入札共同システムの操作方法で分からない点があります。

A 8 システムの操作に関することについては、埼玉県電子入札ヘルプデスクへお問い合わせください。

【埼玉県電子入札ヘルプデスク】

電話番号：048-830-2263(受付時間：平日8時30分～17時15分)

電子メール：a5770-07@pref.saitama.lg.jp

Q 9 外字で入力できますか。

A 9 入力できません。JIS第1標準、第2標準にない漢字などは平易な文字(又はひらがな)に置き換えて入力してください。

Q 10 ログインすると、「入力したパスワードの有効期限が切れています。」と表示されます。

A 10 パスワードの有効期限は2年となっています。「パスワード変更」をクリックし、パスワード更新画面から新パスワード(半角英数8文字)を設定してください。送信してパスワード更新完了画面になれば終了です。

Q 11 ユーザID、パスワードを忘れてしまいました。

A 11 ユーザIDは、受付票の上部に記載されています。不明の場合は、物品共同受付窓口(埼玉県総務部入札審査課審査担当(物品等))にお問い合わせください。

パスワードを忘れた場合、仮パスワードを再発行します。「パスワード再交付申請書」(「別冊 提出書類、様式一覧」〇〇頁)、印鑑証明(交付日から

3 カ月以内のもの）、返信先を記入した返信用封筒（定形・82円切手を貼付）を、下記あてに送付してください。

【送付先】

〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県総務部入札審査課審査担当（物品）

※ 封筒に「ユーザID・パスワード再交付申請書在中」と朱書してください。

Q12 受付票等を印刷しないで終了してしまいました。再度印刷できますか。

A12 できます。「競争入札参加資格申請受付システム」にログインして「申請登録内容確認」をクリックしてください。「受付票」画面になるので、一番下の「印刷」ボタンを押してください。

Q13 受付票等を印刷してからデータの誤りに気付きました。修正できますか。

A13 システムでは修正できません。印刷した受付票等に、赤字見え消しで修正してください。

Q14 データの入力が終わり、画面を見るとステータスが「受付済」となっています。申請の手続はこれで完了ですか。

A14 完了ではありません。印刷した受付票等と必要書類を、物品等共同受付窓口（埼玉県総務部入札審査課審査担当（物品等））に郵送してください。

【送付先】

〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県総務部入札審査課審査担当（物品）

※ 封筒に「平成31・32年度 物品等 新規（又は更新）申請書類 在中」と朱書してください。

Q15 更新申請で受付票を印刷すると、「変更後」の欄が空欄の項目があります。

A15 更新申請で変更したデータのみが「変更後」の欄に表示されます。変更しなかった項目については、「変更前」欄のデータで登録になります。

3 入力項目について

Q16 決算期を変更したため、直近の決算期間が12か月ありません。売上高は、どのように記入すればよいですか

A16 次の例によってください。

例）決算期間 第1期 平成29年1月～平成29年12月

第2期 平成30年1月～平成30年3月

・売上高は次の計算式で1年分を算出してください。

売上高＝（平成27年4月～同年12月分：第1期の売上高×9/12）

＋（平成28年1月～同年3月分：第2期の売上高全額）

- ・決算書の他の項目は、すべて第2期の決算書に基づいて入力します。
- ・決算書は第1期と第2期の分両方を提出してください。

Q17 どの営業品目を登録したらよいか分かりません。

A17 営業品目の一覧（業種表）の中から、希望する品目に最も近い営業品目を選んでください。

Q18 会社の所在地が履歴事項全部証明書（又は現在事項全部証明書）に記載された本店住所と異なります。システムにはどのように入力すればよいですか。

A18 次のように入力してください。

- ① 本社住所は、履歴事項全部証明書（又は現在事項全部証明書）のとおり入力してください。
- ② 契約者住所は、実際の住所を入力してください。
- ③ 代表者と契約者の住所が異なることになるため、「委任状」（「別冊 提出書類、様式一覧」〇〇頁）を送付してください。

4 申請書類について

Q19 埼玉県内に事業所を設置して1年経っていないので、法人県民税及び法人事業税の「納税証明書」が発行されません。

A19 県税事務所に法人の設立届を提出している場合、「県税に関する証明書」が発行されます。埼玉県内に事業所がある場合、「納税証明書」か「県税に関する証明書」のどちらかを必ず提出してください。

Q20 平成29・30年度名簿の申請では「個人住民税の特別徴収を行ったことが確認できる領収証書」を提出しましたが、平成31・32年度名簿の申請でも必要ですか。

A20 平成31・32年度名簿の申請から、「個人住民税の特別徴収を行ったことが確認できる領収証書」の提出は不要となりました。

5 審査結果

Q21 申請結果は、どのように連絡されますか？

A21 「申請担当者メールアドレス」あてに、登録された旨をお知らせします。結果通知はシステムを利用して御確認ください。

平成31・32年度名簿の申請結果は、平成31年4月5日以降、システムで確認できるようになる予定です（システムメンテナンス等のため、予定が変更になることがあります。）。

Q 22 申請内容は公開されますか。

A 22 次の項目は、システムで公開されます。

- ・ 本社(店)の商号又は名称、法人番号
- ・ 契約者の職名、氏名、事業所の郵便番号、住所、電話番号、FAX番号
- ・ 登録業種・営業品目 ・ 所在地区分 ・ 企業区分
- ・ 入札参加停止の有無 ・ 社会的貢献項目の達成状況 ・ 格付

6 格付等について

Q 23 格付はどのように行っていますか？

A 23 県では、申請内容を審査し、業種ごとにA・B・Cの3段階に格付をします（Aが最高位）。業種ごとの配点等については、県入札審査課ホームページの「格付基準」を御覧ください。

共同申請受付の参加市町については、各市町に御確認ください。

Q 24 格付が低いとどんな影響がありますか？

A 24 県では、競争入札に参加する事業者に必要な資格（格付）を「発注標準」として定めており、格付によっては参加いただけない入札案件があります。

「発注標準」について、詳しくは県入札審査課ホームページ「物品等／発注標準」を御覧ください。

Q 25 所在地区分はどのように定めていますか？

A 25 基準は自治体ごとに異なります。県では、本社(店)の所在地と契約者の事業所の所在地に基づいて、次の3つに区分しています。

- ①管轄内：本社(店)の所在地、契約者の事業所の所在地がともに県内
- ②準管轄内：本社(店)の所在地、契約者の事業所の所在地のいずれかが県内
- ③管轄外：本社(店)の所在地、契約者の事業所の所在地がいずれも県外

なお、県の一般競争入札では、調達案件ごとに、所在地に関する参加資格を定めています。

Q 26 企業区分（中小企業、大企業の区分）は、どのように定めていますか？

A 26 中小企業基本法に合わせて、「資本金の額」「常時使用する従業員の数」に基づいて区分しています。

なお、県の一般競争入札では、調達案件ごとに、企業区分に関する参加資格を定めています。